○農林水産省国土交通省令第四号

地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第十六条第一項（同法第四十五条第一項において読み替えて準用する場合を含む。）及び第二十二条第一項を実施するため、地すべり等防止法の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令を次のように定める。

令和三年十月二十二日

農林水産大臣　金子原二郎
国土交通大臣　斉藤　鉄夫

地すべり等防止法の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令

地すべり等防止法第十六条第一項（同法第四十五条第一項において読み替えて準用する場合を含む。）及び第二十二条第一項の規定に基づく立入検査等の際に職員が携帯するその身分を示す証明書は、地すべり等防止法施行規則（昭和三十三年農林省建設省令第一号）第二条第二項から第四項までの規定にかかわらず、別記様式によることができる。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

別記様式（本則関係）

（第１面）

第　　号

立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書

写真

職　　名

氏　　名

生年月日　　年　　月　　日生

年　　月　　日交付
年　　月　　日限り有効

都道府県知事　　印

（第２面）

この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。

法　令　の　条　項	該当の有無

（備考）１　この証明書は、用紙１枚で作成することとする。

２　法令の条項の欄に、この証明書を使用して行う立入検査等に係る法令の条項を記載すること。

３　該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を有する場合は「○」を、有しない場合は「－」を記載すること。

４　記載する法令の条項の数に応じて、行を適宜追加すること。第２面については、その全部又は一部を裏面に記載することができる。

５　裏面には、参照条文を記載することができる。